

## 薬剤師資格証（HPKI 動作確認用）テストカード利用規約

公益社団法人日本薬剤師会（以下、「本会」という。）は、HPKI 署名用電子証明書および認証用電子証明書を ICチップに格納した HPKI 動作確認用テストカード（以下「テストカード」という。）の発行サービスを行います。

申請者（利用希望者）は、「薬剤師資格証（HPKI 動作確認用）テストカード発行申請書」に必要事項を記入等の上、当該申請者の存在を確認できる書類（会社案内、ホームページの写し等で可）を添えた上、本会に申込みを行う必要があります。

テストカードは、本会での審査の後に発行することとし、その際、本会は申請者に本会が必要と考える追加の書類等の提出を依頼する場合があります。

申請者は本規約の定めに従いテストカードを使用しなければなりません。

### 1. テストカードの提供者

テストカードは、日本薬剤師会認証局を運営する本会が提供します。申請書受付、テストカードの配布、代金の請求等の業務は、本会または本会が委託した者が行います。

### 2. テストカードの申請者が行う安全管理措置

テストカードの申請者は、テストカードの安全な保管、パスワードの漏洩防止等の安全管理措置を講じるものとします。

### 3. 利用用途と仕様等

テストカードは、HPKI 電子証明書の試験・評価・デモ用途でのみ使用するものとします。

テストカードは、HPKI 署名用電子証明書（SHA-256 対応署名用電子証明書）と同じ機能を持ちますが、電子署名法に基づく署名には使用できません。

テストカードは、HPKI 認証用電子証明書（SHA-256 対応認証用電子証明書）と同じ機能を持ちますが、患者情報、診療情報等の個人情報へのログインに使用できないよう、利用するシステム側で設定をしておく必要があります。

### 4. テストカードの利用期間および電子証明書の有効期間

テストカードの利用期間は、申請者の希望により、発行から 1 年、または 2 年間となります。なお、盗難を含む不適正利用の未然防止の観点等から、本会が別途利用期間を制限する場合もあります。また、電子証明書（署名+認証）が有効なテストカードの場合、当該電子証明書の有効期限は、テストカードの利用期間と同じになります。

### 5. 利用費の請求とテストカードの発行

利用費は申込書に記載しています。発行準備が整った段階で、請求書を申請者に送付します。申請者は、請求書に定められた期日までに、利用費を銀行振込（振込手数料は申請者の負担）にて支払うこととします。本会は、申請者からの支払いを確認した後、テストカードの発行作業に入ります。テストカードは、申請者が指定した先に、手渡しもしくは追跡可能な郵便で送付します。

## **6. 利用終了後のテストカードについて**

テストカードの利用期間内にテストカードの利用を終了する場合、原則、本会宛に当該テストカードを返却して下さい（費用等は申請者の負担）。テストカードの利用期間の終了とテストカードの利用の終了が一致する場合には、当該テストカードを申請者の責任で破棄し、その旨を本会宛にメールでご連絡下さい。

## **7. 損害賠償責任について**

申請者の不適切なテストカードの利用・管理等によって生じたトラブルについては、申請者が一切の責任を負うものとします。当該トラブルにより本会、本会認証局、署名検証者等に損害を与えた場合、申請者がそれぞれに対し、損害賠償を行うものとします。

なお、申請者は、盜難等により、申請者が有効期間内のテストカードを管理出来ない状況に陥った時は、速やかに本会に連絡するものとします。

本会は本会に起因し、申請者に損害を与えた場合には、その損害の賠償責任を追うものとします。ただし、本会の責に帰すことが出来ない事由から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。また、本会が損害賠償責任を負う場合には、本会が現に受領した対価の合計額を超過しない範囲とします。

## **8. 個人情報の取扱について**

本会は、テストカードの利用申込により知り得た申請者の個人情報（以下「個人情報」という）を次の各項の場合を除き、申請者本人以外の第三者に提供しないものとします。

- ・テストカードの発行・利用に関わる各種業務、連絡、案内等を本会が委託した者が行う場合
- ・個人情報を、識別もしくは特定が不可能な態様にした上で、第三者に開示または提供する場合
- ・申請者の事前承諾のある場合
- ・人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- ・裁判所、警察署、税務署その他の公的機関から開示を命じられた場合

## **9. 輸出管理**

利用者はテストカードを輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続きをとるものとします。

## **10. 管轄裁判所について**

申請者と本認証局との間に訴訟や法的行為が起こる場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

## **11. 申込み・問合せ先**

日本薬剤師会認証局 登録事務局

〒160-8389

東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 7 階